

令和4年度

滑川市一般会計等財政健全化審査意見書
及び滑川市水道事業会計等経営健全化審
査意見書

滑川市監査委員

滑 監 第 12 号
令和 5 年 8 月 25 日

滑 川 市 長 水 野 達 夫 様

滑川市監査委員 石 田 守

滑川市監査委員 原 明

令和 4 年度滑川市一般会計等財政健全化審査意見書及び
滑川市水道事業会計等経営健全化審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和 4 年度決算に基づく健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査を行った結果、次のとおりその意見を提出します。

滑川市一般会計等財政健全化審査意見書

1 審査の概要

この財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

健全化判断比率	令和4年度決算	早期健全化基準	財政再生基準
	(%)	(%)	(%)
① 実質赤字比率	—	13.72	20.00
② 連結実質赤字比率	—	18.72	30.00
③ 実質公債費比率	4.4	25.0	35.0
④ 将来負担比率	—	350.0	

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

令和4年度の実質赤字比率は、—（黒字）となっており、正常な状況と認められる。

② 連結実質赤字比率について

令和4年度の連結実質赤字比率は、—（黒字）となっており、正常な状況と認められる。

③ 実質公債費比率について

令和4年度の実質公債費比率は、昨年度より0.6ポイント改善された4.4%で、早期健全化基準の25.0%を下回っており、健全な状況と認められる。

また、地方債の発行に県の許可が必要となる基準の18.0%を下回っており、引き続き、滑川市健全な財政に関する条例に基づき、地方債発行額の抑制に努められるとともに、既に発行した高利な地方債の低利債への借り換えや繰上償還を実施され、公債費負担の軽減を図られるなど、健全財政の確立に向け一層の努力をされたい。

④ 将来負担比率について

令和4年度の将来負担比率は、充当可能財源が将来負担額を上回っており、前年度と同様に－（ゼロ）の状態である。早期健全化基準の350.0%と比較しても、その値を下回っていることから、健全な状況と認められる。

（下記 算定式 参照）

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

※ 参考：将来負担比率の算定式

$$\frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金} + \text{充当可能特定財源見込額} + \text{地方債残高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入算})} \times 100$$

※ 将来負担額の内訳は、次に掲げるものです。

- ① 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
- ② 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費等に係るもの）
- ③ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
- ④ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
- ⑤ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
- ⑥ 第三セクター等の損失補償債務額のうち、当該法人の財務・経営状況を勘案した一般会計等の実質負担見込額

※ 標準財政規模とは、地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税及び臨時財政対策債発行可能額を加算した額をいいます。

具体的には、以下の算式になります。

$$\text{標準財政規模} = \text{標準税収入額} + \text{普通交付税}$$

$$\text{標準税収入額} = (\text{基準財政収入額} - \text{地方譲与税} - \text{交通安全対策特別交付金} - \text{地方特例交付金} - \text{市町村民税所得割（うち税源移譲相当額）} \times 25\%) \times 75\% + \text{地方譲与税} + \text{交通安全対策特別交付金} + \text{地方特例交付金}$$

滑川市水道事業会計等経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

会 計 名	資金不足比率	経営健全化基準
① 滑川市水道事業会計	— (%)	20.0 (%)
② 滑川市下水道事業会計	—	20.0
③ 滑川市工業団地造成事業特別会計	—	20.0

(2) 個別意見

令和4年度のいずれの会計も資金不足額が生じていないので、経営健全化基準と比較して正常な状況と認められる。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。